

新卒訪問看護師育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公益社団法人鳥取県看護協会(以下「県看護協会」という。)が作成する「新卒訪問看護師育成モデル・プログラム」(平成29年3月公表。以下「モデル・プログラム」という。)を活用し、新卒看護師を訪問看護師に育成する取り組みを促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、新卒看護師を新たに雇用し、県看護協会が作成するモデル・プログラムを活用して、訪問看護師に育成する訪問看護事業所に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。ただし、同表第4欄に定める額を限度とする。)と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「交付基礎額」という。)に、同表の第5欄に定める率(以下「補助率」という)を乗じて得た額(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ別表の第6欄に掲げるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1)規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2)規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ別表の第7欄に掲げるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率	6 申請添付書類	7 実績報告書類
新卒訪問看護師育成支援事業	訪問看護事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・新卒看護師の person 件費(但し、年額2,400千円を上限とする) ・新卒看護師の研修受け入れ等のための負担金(但し、69千円を上限とする) 	1事務所当たり2,469千円	2/3	様式第1号 様式第2号 様式第3号 新卒訪問看護師の雇用及び職務歴が分かる書類	様式第1号 様式第2号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類